

一般社団法人 日本環境教育学会 個人情報取扱規程

2019年6月8日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律（以下個人情報保護法）」第4章第1節（第15条から第36条）に対応して、本学会が会の運営のために収集した会員の個人情報の取扱について必要な事項を定めるものである。

(個人情報の範囲)

第2条 日本環境教育学会（以下「本学会」）は、会員または本学会の活動に参画する非会員から、特定の個人が識別できる情報を必要な範囲で収集する。その範囲とは、会員の氏名、所属、生年月日、連絡先（自宅住所、自宅電話番号、所属先住所、所属先電話番号、電子メールアドレス）、研究領域、会費の入金状況、その他学会賞、奨励賞、代議員の選挙等に必要な情報を指す。

(収集目的及び収集対象)

第3条 本学会は、事業目的に沿った活動を行うため、会員または本学会の活動に参画する非会員から、前条に定める特定の個人が識別できる情報を必要な範囲で収集する。情報収集の際は、その目的を明示するとともに、情報の提供は提供者の意思に基づいて行われることを原則とする。

(開示するときの理由)

第4条 本学会会員の個人情報は、本学会の目的の達成のため、ならびに会員相互の連絡に必要な場合に必要会員に開示する。開示をうけた会員は前記した目的以外の目的のために個人情報を使用してはならない。

(開示の範囲)

第5条 本学会の代表理事ならびに事務局長は、本学会の収集したすべての個人情報を本規程第2条のもとに知ることができる。

2 本学会の理事ならびに各支部の事務担当者は、会員の氏名、所属先、電子メールアドレスおよび研究領域を、提供者の同意を原則として、個人情報保護法および関連する諸規程のもとに知ることができる。

(第三者譲渡の原則禁止)

第6条 第4条に基づき開示を受けた個人情報は原則として会員外への開示および譲渡を禁ずる。但し、本学会の運営のため及び本学会の目的達成のために理事会において承認された場合はこの限りではない。

2 第5条に記載の職にあったもので職を退いた後は、在職期間中に知り得た個人情報は適切な方法により破棄しなければならない。

(明示的開示)

第7条 理事の氏名および役職は、本学会ホームページ上に開示される。

2 代議員の氏名および当選選挙区は、本学会ホームページ上に開示される。

3 学会誌への投稿掲載者の連絡先は学会誌上およびオンラインジャーナル上に開示される。

(例外)

第8条 本規程の定めにかかわらず、公共の利益のため、会員および第三者の生命の保護のため、および法令等にもとづき第三者に会員の個人情報を開示することがある。

(規約の改訂)

第9条 本規程を改訂する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、2019年7月1日から施行する。